政令

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年一月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第一号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百七条の二、第百十二条第一項及び第百十四条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の四中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　エストニア共和国

第四十三条第一項の表運転免許試験手数料の項を次のように改める。

運転免許試験手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験		普通自動車免許に係る試験	
	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合
千五十円	五百円	六百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千九百五十円）	五百円	五百円
千四百円	千四百円	三千四百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千六百五十円）	千二百五十円	千四百円

	特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車免許若しくは第二種免許に係る試験		小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験			
法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合
六百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千九百五十円）	五百円	六百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、千九百五十円）	五百円	五百円	五百円	五百円	六百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三千三百円）
千二百五十円	千四百円	千九百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、二千百円）	千四百円	千円	千二百円	千四百円	四千百五十円（法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四千三百五十円）